安全－資料2

車両安全対策検討会開催要領（案）

１．会議の名称

車両安全対策検討会とする。

２．開催目的

国土交通省自動車局では、交通事故による死傷者を減らし、安全な道路交通の実現を目指して、車両の安全対策を行うこととしており、法令に基づく安全基準の拡充・強化、自動車アセスメント事業の実施、先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・普及の促進を柱とした対策を推進している。

「車両安全対策検討会」は、事故分析結果、様々な社会情勢の変化による課題等を踏まえ、法令に基づく安全基準の拡充・強化を中心に、安全基準以外の方法による対策を含め、事故実態等に基づく重要度、技術開発動向、国際基準の策定動向等を勘案してその方向性や基準化項目等を検討することを目的とする。

３．検討事項

(1)　今後の車両安全対策の方向性・あり方

(2)　道路運送車両の保安基準に係る基準化を中心とした対策の絞込み

(3)　車両安全対策の効果評価

４．開催主体

国土交通省とする。

５．検討会の委員

(1)　検討会の座長は構成員の互選により決定するものとする。

(2)　委員の任期は原則２年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

６．開催回数

会議は、年間３回程度開催する。

７．議事の公開

(1)　検討会においては、新装置の開発状況等、企業秘密等について議論が及ぶため、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあることから非公開とする。

(2)　検討会の配布資料については、原則として検討会開催後速やかに公開する。

(3)　検討会の議事録（発言者氏名を除く。）は、検討会委員の了承を得た後、速やかに公開する。

(4)　当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがある場合には、(2)、(3)に関わらず検討会の合意を得た上で、配布資料又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

８．自動車安全シンポジウム

「車両安全対策検討会」の検討状況について公表するとともに、広く一般から自動車安全に関する意見を聴取し、今後の車両安全対策の検討に活用するため、年１回「自動車安全シンポジウム」を開催する。